

事 務 連 絡
令和 2 年 2 月 26 日

各 検 疫 所 御 中

検 疫 所 業 務 管 理 室

新型コロナウイルス感染症への検疫対応に際しての質問票の取り扱いについて
(流行地域の追加)

新型コロナウイルス感染症については、中華人民共和国湖北省武漢市や日本国内における感染者の発生を受けて、質問票の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症への検疫対応に際しての質問票の取り扱いについて」(令和 2 年 2 月 4 日付け事務連絡)及び「新型コロナウイルス感染症への検疫対応に際しての質問票の取り扱いについて」(令和 2 年 2 月 12 日付け事務連絡)により、検疫対応をお願いしているところです。

今般、中華人民共和国湖北省、浙江省に加えて大韓民国における患者の感染拡大状況を踏まえ、大邱広域市及び慶尚北道清道郡についても 14 日間の滞在歴を確認することとし、14 日間以内に中華人民共和国湖北省、浙江省に加えて大韓民国大邱広域市及び慶尚北道清道郡(以下、「流行地域」という。)に滞在歴がある者についても健康状態のフォローアップを実施することとなりますので、対象者の質問票について検疫所業務管理室に送付いただくとともに、「新型コロナウイルス感染症に関する都道府県等と厚生労働省健康フォローアップセンターの連携について」(令和 2 年 2 月 18 日付け事務連絡)に基づき対応いただきますようお願いいたします。あわせて、14 日間以内に流行地域に滞在歴があり、症状を有する者を発見した場合においては、速やかに検疫所業務管理室へ連絡願います。

また、各検疫所におかれましては、下記事項に留意し、実施に遺漏無きようお願いいたします。

記

1. 質問票は両面赤黒コピーA4 サイズにて印刷すること。
2. 検疫所は、印刷した質問票を中国及び韓国からの航空会社(船社)へ持ち込み、機内(船内)に事前に搭載するよう依頼し、機内(船内)において、乗客の降機(下船)前に記入するよう依頼すること。
3. 2. の対応が難しい場合、検疫官が直接、質問票を配布、記入させ、徴集すること。なお質問票を搭載できるまでの間は、検疫ブースにおいて流行地域への滞在について指さしボードによる確認を実施すること。
4. 2. で記入された質問票については、検疫ブースもしくは船内において検疫官が内容を確認のうえ、流行地域の滞在歴の有無を確認すること。その結果、流行地域に滞在歴が

ない場合においては「青い紙」を配布すること。流行地域に滞在歴がある場合は「赤い紙」を配布すること。

5. 「赤い紙」を配布した者のうち、14 日間以内に流行地域に滞在歴のある者、又は、14 日間以内に流行地域滞在歴があり、問診・診察の結果、新型コロナウイルスを疑う場合においては、検査等を実施するとともに、必要な措置を講ずること。
6. 流行地域に滞在歴を有する者においては、健康フォローアップについて「新型コロナウイルス感染症に関する都道府県等と厚生労働省健康フォローアップセンターの連携について」（令和2年2月18日付け事務連絡）に基づき対応すること。

以上